令和８年度第２回国立大学法人旭川医科大学学長選考・監察会議　議事要旨

１．日　時：　令和８年９月 14 日（月）15 時 15 分～16 時 02 分
２．場　所：　本部管理棟２階　第一会議室
３．参加者：　原田　直彦委員、長谷部　直幸委員、三上　隆委員、林　要喜知委員、
熊谷　好規委員、奥村　利勝委員、東　信良委員、佐古　和廣委員、
川辺　淳一委員、西條　泰明委員
４．欠席者：　なし
５．陪席者：　吉崎　敏樹監事、村木　一行監事、梶原　修事務局長、髙橋事務局次長（総務・教務担当）、小島総務課長、富田総務課課長補佐

議事に先立ち、令和８年度第１回学長選考･監察会議の議事要旨について諮られ、原案のとおり了承された。

議題１．国立大学法人旭川医科大学学長選考規程の一部改正について

西條議長から発議があった後、小島総務課長から資料 1 に基づき、学長候補者の推薦に係る用語整理を目的とした規程改正について次の説明があった。

・現行の学長選考規程第 4 条では、推薦資格者が推薦する対象を「学長候補適任者」と規定し、同条第 4 項において 10 人以上の推薦を受けた者を「学長候補者」と規定していることから、「学長候補適任者」と「学長候補者」は制度上区別して規定されていること。
・一方、第 6 条では推薦段階の対象者を指すべき箇所に「学長候補者」の用語が用いられており、規程上の用語に不整合が生じているため、第 6 条の名称を「学長候補者の推薦基準」から「学長候補適任者推薦基準」に改めること。
・なお、本改正は用語整理のみを目的とするものであり、推薦資格者の範囲、推薦手続及び学長候補者の選考方法等の制度内容を変更するものではなく、施行日は本日付とすること。

これに対し、佐古委員から、推薦する段階で既に適任と考えて推薦するものであり、「適任者」という用語をあえて用いる必要があるのかとの意見が示されるとともに、推薦手続の中で適任性を審議する手続があるのかとの確認があった。

これを受けて、富田総務課課長補佐から、本改正により選考過程に変更が生じるものではなく、現に推薦資格者に対しては「学長候補適任者」の推薦を依頼しており、その際の基準についても「学長候補適任者推薦基準」と整理するものであること、また規程上に定めている推薦書様式についても既に「学長候補適任者推薦書」として運用していることから、推薦基準のみが規程上で異なる用語となっている状況にあるとの説明があった。

さらに、西條議長から、規程上は 10 人以上の推薦を受け学長選考・監察会議で認定された者が初めて「学長候補者」となるため、その前段階の者を「学長候補適任者」と整理しており、今回の改正は規程上の定義との整合を図るためのものであるとの説明があった。

これらの説明を受け、審議の結果、原案どおり承認された。

議題２．国立大学法人旭川医科大学学長候補適任者推薦基準の策定について

西條議長から、学長選考規程第 6 条に基づき策定する学長候補適任者推薦基準について発議があった後、小島総務課長から資料 2-1 から資料 2-3 に基づき、次の説明があった。

・今回の推薦基準は、前回の推薦基準の基本理念を継承しつつ、本学の理念及び使命、2040 年を見据えた将来課題並びに国立大学法人ガバナンス･コードの趣旨を踏まえ、本学が求める学長像及び評価の視点をより具体的かつ体系的に整理したものであること。

・本学が北海道、とりわけ道北・道東地域の地域医療を支える医育機関として果たすべき役割や、地域医療人材の育成・確保・定着、教育研究機能の高度化、特色ある研究の推進、大学病院機能の強化及び持続可能な大学経営の実現といった将来課題を踏まえ、本学が求める学長像を明確化したこと。

・推薦資格者、学長候補者及び学長選考・監察会議が、本学の理念、使命及び将来像について共通認識の下で推薦及び評価を行うことができるよう、新たに「推薦基準の基本的な考え方」を設けたこと。

・国立大学法人ガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、大学経営能力、エビデンスに基づく意思決定、内部統制及びリスクマネジメント並びに連携・合意形成能力等の視点を明確化したこと。

・学長候補者に求める資質及び能力について、「人格・識見及び倫理観」、「ビジョン及びリーダーシップ」、「教育・研究・診療に関する構想力及び実行力」、「地域医療及び地域貢献への理解及び実践力」、「大学経営能力」及び「連携及び合意形成能力」の 6 区分から体系的に整理するとともに、学長候補者の評価に当たっては、機械的な適否判断ではなく、総合的かつ多面的に評価することを明確化したこと。

これに対し、三上委員から、「教育・研究・診療」に関する項目において、「教育の質保証」に加え、文部科学省において重視されている「質の向上」の観点についても記載すべきとの意見があった。

これを受けて、西條議長から、「質の向上」の趣旨が反映されるよう文言を修正することとし、具体的な記載については議長に一任願いたい旨の提案があり、了承された。

審議の結果、上記修正を行うことを前提として、原案どおり承認された。また、本基準については、学長選考日程に基づき推薦資格者へ周知することとした。

議題３．学長候補適任者推薦通知文及び公示文の作成について

議題４．学長候補適任者の推薦資格者名簿の作成について

議題５．学長候補適任者推薦書の配付、受理及び管理について

西條議長から、議題 3 から議題 5 については、前回の学長選考・監察会議で決定した学長選考スケジュールに基づき、令和 8 年 9 月 25 日の学長選考公示に合わせて実施するものである旨発議があり、次の説明があった。

・議題 3 として、資料 3-1 及び資料 3-2 に基づき、学長候補適任者推薦通知文及び公示文の案を作成したこと。

・議題 4 として、学長選考規程第 4 条第 2 項に定める推薦資格者を対象とした推薦資格者名簿を作成するものであり、当該名簿は学長候補適任者の推薦実施並びに推薦書の配付、受理及び管理の前提となるものであることから、議長の責任の下、事務局において作成を進めること。
・議題 5 として、学長選考規程第 4 条第 6 項に基づく推薦手続として、前回の学長選考時の取扱いを踏襲し、資料 4 のとおり学長候補適任者推薦書の配付、受理及び管理を行うこと。

審議の結果、議題 3 から議題 5 については原案どおり承認され、令和 8 年 9 月 25 日の学長選考公示に向けて、推薦資格者名簿の作成を含む必要な手続を進めることとした。

議題６．令和８年度における学長の業務執行状況の確認方法について

西條議長から、前回会議で了承された学長の業務執行状況確認の基本的な考え方及びスケジュールを踏まえ、事務局において整理した確認方法、学長への提出依頼文及び自己評価書様式について審議する旨発議があった後、小島総務課長から資料 5-1 から資料 5-3 に基づき、次の説明があった。

・令和 8 年度の業務執行状況確認については、西川学長の任期が令和 9 年 6 月 30 日に満了することを踏まえ、任期 5 年目及び 6 年目を対象として任期全体を通じた総括的な確認を行うこと。
・令和 7 年度業務執行状況確認結果において示された課題への対応状況を重点的に確認するとともに、本確認を通じて把握された課題のうち重要な事項については、必要に応じて次期学長への引継ぎ事項として整理すること。
・学長へ提出を依頼する自己評価書については、業務実績に加え、令和 7 年度業務執行状況確認結果への対応状況、残された課題及び次期学長への申し送り事項についても記載を求めること。
・今後のスケジュールとして、令和 8 年 12 月に自己評価書の提出を受け、令和 9 年 1 月に関係資料の確認及び必要に応じた監事からの意見聴取等を実施した後、同年 3 月に学長ヒアリングを行い、同年 6 月に確認結果を取りまとめる予定であること。

これに対し、奥村委員から、自己評価書の項目について、教育改革及び研究改革に加え、入試改革についても記載を求めるべきであるとの意見があった。

これを受けて、西條議長から、自己評価書の項目に「入試改革」を追加する旨提案があり、了承された。

審議の結果、自己評価書に「入試改革」の項目を追加した上で、令和 8 年度における学長の業務執行状況の確認方法について原案どおり承認された。また、学長に対し自己評価書の提出を依頼するとともに、資料に記載のスケジュールに沿って業務執行状況の確認を進めることとした。

報告事項１．学長選考における他大学の SNS 活用状況について

西條議長から、前回会議において長谷部委員から要望のあった学長選考における SNS の活用

状況について、事務局において他大学の事例を調査した旨報告があった後、小島総務課長から資料 6 に基づき、次の説明があった。

・調査対象は、X（旧 Twitter）、YouTube、Instagram 及び Facebook 等の主要 SNS 並びに Web 検索による公開情報とし、学長選考や学長候補者の所信表明等に関する情報発信の状況について確認を行ったこと。
・その結果、一大学において学長選考に関する情報を SNS に掲載し、大学ホームページへ誘導する事例が確認されたものの、学長候補者本人が SNS を活用して所信や政策、大学運営方針等を発信し支持を求める事例は確認されなかったこと。
・また、多くの大学では学長選考に関する情報発信は大学公式ホームページを中心に行われており、候補者本人による SNS を活用した積極的な情報発信は一般的ではないと考えられること。

これに対し、長谷部委員から、SNS が学長選考に及ぼす影響について懸念が示されるとともに、候補者に関する否定的な情報の拡散などに対し、規程等により一定の歯止めを設けている大学の事例の有無について質問があった。

これを受けて、富田総務課課長補佐から、他大学における対応事例については確認していないが、学長候補者の選考は学長選考・監察会議が行うものであり、仮に SNS 等における否定的な情報の拡散により意向聴取の結果に影響が生じた場合であっても、最終的には学長選考・監察会議において客観的かつ公正な観点から学長候補者を選考することとなる旨説明があった。

さらに、委員から、SNS による情報発信が学長選考に与える影響や、候補者に関する不適切な情報の拡散への対応について意見交換が行われた。

これに対し、西條議長から、規程等による事前の制限には限界があるとの認識が示され、当該課題を踏まえつつ、今後の学長選考を進めていく旨発言があった。

その他

１．次回学長選考・監察会議開催予定

西條議長から、次回の会議は令和 8 年 11 月 2 日（月）13 時 30 分から開催する予定である旨の説明があった。

以上